

平谷こども発達クリニック 社事業所 運営規程 (指定児童発達支援・指定放課後等デイサービス)

(事業の目的)

第1条 医療法人平谷こども発達クリニック(以下、「事業者」という。)が設置する平谷こども発達クリニック 社事業所はぐくみ(以下、「事業所」という。)において行う指定障害児通所支援の児童発達支援及び放課後等デイサービス(以下、「指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス」という。)に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児(以下、「利用児童」という。)及びその利用児童に係る通所給付決定保護者(以下、「保護者」という。)等の意思及び人格を尊重し、適切な指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切なサービスの提供に努めるものとする。

(1) 指定児童発達支援の提供に当たっては、利用児童が日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、事業所において、適切かつ効果的な支援を行うものとする。

(2) 指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用児童が生活能力の向上及び社会との交流を図ることができるよう、事業所において、適切かつ効果的な支援を行うものとする。

2 事業所の職員は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用児童または保護者に対し、サービス提供する上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業所は、その提供する指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前三項のほか、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下、「法」という。)及び福井市指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年3月20日 条例第9号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

- (1) 名称 平谷こども発達クリニック 社事業所はぐくみ
- (2) 所在地 福井市江守の里2丁目118番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(非常勤)

管理者は、事業所の職員及び業務の運営管理その他の管理を一元的に行うとともに、職員の運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (2) 児童発達支援管理責任者 1名(常勤)

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画の作成の業務のほか、常に利用児童の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、対象児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

- (3) 児童指導員又は保育士 2名以上(1名以上は常勤)

児童指導員又は保育士は、利用児童に対して適切な支援を行う。

- (4) 機能訓練担当職員又は心理指導担当職員 専門的支援に必要な人数(非常勤)

自立した生活を過ごすための能力維持や向上を目指し、個別や集団でのリハビリテーションを行う

- (5) 事務職員 1名(非常勤)

事務職員は必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする

ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日、事業所が指定するお盆休みを除く

なお、管理者が特に必要があると認めるときはこれを変更することができる

- (2) 営業時間 月曜日～土曜日 午前9時から午後6時まで

- (3) サービス提供日 営業日のとおり

- (4) サービス提供時間 月曜日・水曜日・木曜日 午前9時30分から午前11時30分
午後2時から午後5時40分

火曜日・金曜日 午後2時から午後5時40分

土曜日 午後1時から午後4時40分まで

長期休暇中

午前 9 時 30 分から午後 5 時 40 分まで

※学校短縮授業の時などには、サービス提供時間の変更がある。

（利用定員）

第6条 事業所において提供する指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの利用定員は、合計 10 名とする。

（事業の主たる対象とする障害の種類）

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、発達障害児、知的障害児とする。

（支援内容）

第8条 事業所は、利用児童が日常生活における基本動作を習得し、また集団生活に適応することができるよう、個別プログラムに沿った集団療育を行う。また、各利用児童の状態に応じた個別支援も行う。なお、具体的な内容は次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援計画及び放課後等デイサービス計画の作成
- (2) 基本事業
 - (ア) 日常生活支援
日常生活動作等
 - (イ) 集団生活適応支援
コミュニケーション、あそび
 - (ウ) 学校生活支援
ひらがな・数の概念学習、パソコン・タブレット操作等
 - (エ) 創作的活動
絵画、工作等
 - (オ) 保護者支援
発達や子育ての相談等

（通所給付決定保護者から受領する費用の額等）

第9条 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供した際には、保護者から当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに係る利用児童負担額の支払を受けるものとする。

- 2 法定代理受領を行わない指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供した際は、前項に掲げる指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに係る利用児童負担額のほか、保護者から法第 21 条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。
- 3 前二項のほか、次に定める費用については、保護者から徴収するものとする。この場合の利用料金については、別表に定める。

- (1) おやつに係る費用
 - (2) 創作的活動に係る費用
 - (3) 屋外活動に係る費用
 - (4) その他指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜のうち、通常必要となる費用であって、その利用児童の保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、福井市とする。ただし、通常の実施地域以外の利用希望者に対して実施する場合もある。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

- 第11条 利用児童及び保護者は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの利用に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- (1) 利用児童は、事業所内の設備、器具を本来の目的に従って利用することとする。これに反した時は、その損害を弁償し、または現状に回復するものとする。損害賠償の額は、利用児童及び扶養義務者の収入及び事情を考慮して減免することがある。
 - (2) むやみに他の指導訓練室などに立ち入らないこと。
 - (3) 利用児童の兄弟姉妹が同伴することは、原則禁止とする。やむを得ず同伴される場合は保護者の責任において安全管理をすること。
 - (4) 第三者（各学校の職員等）による見学等は、事前に事業所ならびに他利用児童の了解を得ること。
 - (5) 事業所内での他の利用児童に対する宗教活動、政治活動および物品の販売等は禁止する。事業所内でのペットの持ち込みは禁止する。
 - (6) 前5項に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

（緊急時等における対応方法・協力医療機関）

第12条 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに利用児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用児童の主治医（以下「協力医療機関等」という）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第13条 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生したときは、直ちに市町、県及び当該利用児童の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（苦情解決）

第15条 事業所は、提供した指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスに関する利用児童又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、これを掲示することにより利用児童等に周知徹底を図る。

- 2 事業所は、利用児童又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市町長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用児童及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用児童及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、利用児童及びその家族に関する

情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第17条 事業所は、利用児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為は行わない。また、利用児童の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
- (2) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者及び責任者を置く。

（身体的拘束等の禁止）

第18条 事業所は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、利用児童又は他の利用児童等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用児童の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の緊急やむを得ない場合とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - (1) 利用児童又は他の利用児童の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。
 - (2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用児童又は他の利用児童の生命又は身体を保護するための手段がないこと。
 - (3) 身体的拘束等が一時的なものであること。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合は、管理者及び児童発達支援管理責任者を含む3名以上で構成する組織体で判断し、その態様及び時間、その際の利用児童の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について検討した過程その他必要な事項を記録及び保管する。
- 4 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（感染症の予防及びまん延の防止）

第19条 事業所は、事業所内外での感染症の発生及び蔓延防止のために、次に掲げる通り必要な措置を講ずる。

- (1) 事業所は感染症の発生及び蔓延防止を啓発・普及するための研修や訓練の実施を定期

的に行い、研修を通じて、感染症対策の向上や知識や技術の向上に努める。

(2) 感染症の発生及び蔓延防止のための指針を定める。

(3) 感染症の発生及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

（職場におけるハラスメントの防止）

第20条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

（業務継続計画の策定等）

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（安全計画の策定等）

第22条 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業員、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業者は、従業員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図れるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知する。

4 事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第23条 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認する。

- 2 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の社内の障害児の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行う。

（個別支援計画）

第24条 事業者は、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の確保並びに指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行う。

児童発達支援管理責任者は、心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の具体的内容、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援【放課後等デイサービス】計画の原案を作成する。

- 2 事業者は、障害児が指定児童発達支援（放課後等デイサービス）を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めることとする。

児童発達支援管理責任者、インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の具体的内容、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援【放課後等デイサービス】計画の原案を作成する。

- 3 指定児童発達支援【放課後等デイサービス】事業者は、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】事業所ごとに、指定児童発達支援【放課後等デイサービス】プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援【放課後等デイサービス】の実施に関する計画をいう）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表する。

（その他運営に関する重要事項）

第25条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、職員の資質向上のため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制の執行体制についても検証、整備するものとする。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

- (2) 継続研修 年 1 回
- 3 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 4 事業所は、利用児童に対する指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存するものとする。
 - 5 事業所は、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの利用について市町又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

(委任)

第26条 この規定に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表 実費負担となるサービスについて(第9条関係)

サービス	費用
おやつに係る費用	クッキング材料費等 実費相当
創作的活動に係る費用	材料費等 実費相当
屋外活動に係る費用	施設使用料等 実費相当
その他、サービス提供で必要となる費用でその利用児童の保護者に負担させることが適当と認められるもの	実費相当